

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！



換気をせずに
トイレ清掃中に
洗浄剤を使って
フッ化水素中毒に



施設の壁清掃に
原液のままカビ取り用洗剤を
使って呼吸困難に

あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」
適切に管理していますか?



殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に付着し
有機リン中毒に



美容院で毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくはこちら⇒



【職場における化学物質の自律的な管理を進めるための4つのステップ】

STEP 1

取り扱う化学物質を把握

事業場内で取り扱う物質についてリストアップして一覧を作成したら、リスクアセスメント対象物を特定しましょう。

STEP 2

実施体制を整備

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、譲渡、提供する事業場では、化学物質管理者の選任が、保護具を使用する事業場では保護具着用管理責任者の選任が必要です。

STEP 3

リスクアセスメントを実施

化学物質による危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もり、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討しましょう。

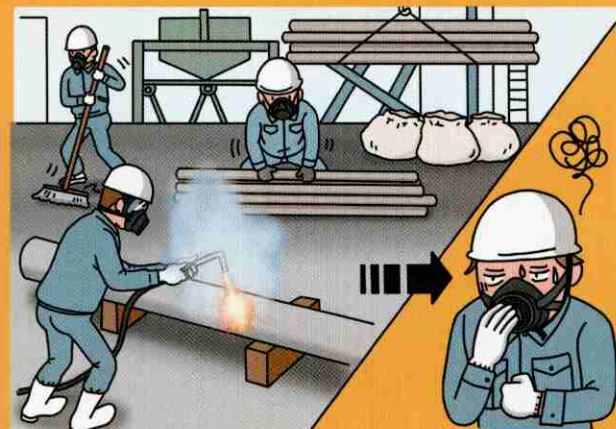
STEP 4

化学物質を取り扱う労働者に対する教育等

知識教育（取り扱う装置・設備の構造や機能、化学物質の危険性・有害性、必要な法規・社内基準等）、技能教育（訓練）（作業方法、操作方法、緊急時対応の定期訓練等）、態度教育（化学物質の取扱いによる利益・不利益、危険性の五感での体感等）



化学物質を 安全に取り扱うために



「これでいいの？」を
解決します!

何を確認すればいいの?

安全な作業手順は?

管理はどうするの?



化学物質を取り扱うときは、まず「ラベル」を確認



▶▶ 製品の危険有害性や、取扱上の注意事項がわかります。

▶▶ GHS絵表示がついているものは、特に情報をしっかり見ておきましょう。



ラベル表示の例

【製品の特定名】

△△△製品 ○○○○

【注意喚起語】

危険

【絵表示】



【危険有害性情報】

・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると生命に危険 ……

【注意書き】

・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
・蒸気を吸入しないこと……

爆発物や可燃物は
火気厳禁です。
物質によっては振動を与えたり
水に触れることが
厳禁の物質もあります



そして
必要な行動を!

更に詳しい情報は、
SDS (安全データシート) を
見てください。

SDSの主な記載項目

項目2 GHS分類
項目4 応急措置
項目7 取扱い及び保管上の注意
項目8 ばく露防止及び保護措置
項目15 適用法令

ラベルに絵表示があったら、危険有害性の内容を確認



▶▶ 絵表示は9種類あります。国連勧告が定める世界共通の絵表示です。

▶▶ どのような危険有害性があるか、製品のSDS (安全データシート) の項目2を参照してください。

GHS絵表示とその意味、主な対策



爆発物 など

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 火災の場合は退避



高圧ガス

- ✓ 日光から遮断し換気の良いところで保管



発がん性、その他の健康有害性がある物

- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 換気すること



燃えやすい物

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 換気の良いところで保管



金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷

- ✓ 他の容器に移し替えない
- ✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用



眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など

- ✓ 気分が悪い時は医師に連絡
- ✓ 保護具を着用



より燃えやすくなる物

- ✓ 燃える物から遠ざける
- ✓ 隔離して保管



体に入ると生命の危険

- ✓ 換気の良いところで使用
- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 施錠して保管



水生生物に非常に強い毒性 (環境有害性)

- ✓ 環境への放出を避ける

は、化学物質が含まれています。
質の危険性や有害性を確認し、正しく取り扱しましょう。

安全第一



化学物質へのばく露経路

化学物質による健康障害防止には、いろいろな経路から侵入する化学物質を体内に取り込まないことが大切です。

- ①作業場の空气中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質（粉じんなど）を吸い込む
- ②皮膚についた化学物質が皮膚を通して体内に吸収される
- ③化学物質がついた手や汚れたマスクが口元に触れる（たばこを吸う方は特にご注意ください）



刺激性のあるガスや蒸気、強アルカリ性の液体が眼に入ると眼を損傷します。

化学物質がついた手で触れた食べ物やたばこを介しても体内に取り込まれます。
汚れたマスクの内側から口に入ることがあります。

保護具はきれいなもの、穴の空いていないものを使いましょう



空气中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質（粉じんなど）は、呼吸とともに体内に吸い込まれます。
適切な呼吸用保護具を使用します。

化学物質の中には、皮膚に触れると素早く体内に吸収される物や、痛み・かゆみ等を引き起こす物があります。
化学物質に触れてしまったら大量の水で早く手を洗いましょう。
食事や休憩前は必ず手洗いや洗顔をします。

濡れた作業場で働くときは、ゴム長靴をはきましょう。
靴の内部に化学物質を含む水が入ったときは、靴をはき替え、放置せずに速やかに足を水洗いします。

化学物質管理者の選任



化学物質を安全に取り扱うため、一般消費者用製品以外の化学物質を取り扱う事業場では、業種や規模にかかわらず、化学物質管理者を選任します。

化学物質管理者の役割は、事業場で取り扱う化学物質のラベルやSDSを確認し、化学物質を安全に扱うための対策を決めて、それを実行していくことです。

特に化学製品を製造する事業場の化学物質管理者は専門的な講習を受講する必要があります。

ばく露防止対策と優先順位



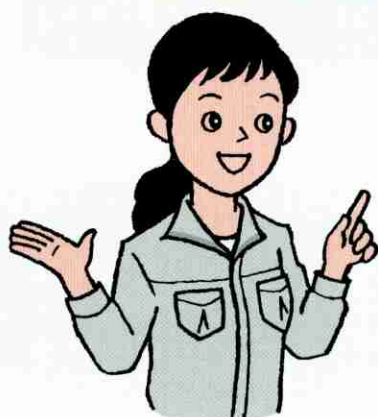
▶▶▶ 化学物質に触れる機会を減らすように、以下の順番で対策を考えましょう。

01 有害性の低い物質への変更	できるだけ有害性が低いものを選びましょう。
02 設備の密閉化、換気装置の設置等	有害な化学物質を使う場合は、化学物質が身体に触れないよう、設備を密閉化したり、十分な換気を行いましょう。
03 作業手順の改善等	化学物質に触れずにすむよう、作業手順を見直しましょう。
04 個人用保護具の利用	個人用保護具は作業に適したものを使用します。 下記の「保護具を使用するときの注意点」を参考にしてください。

マニュアルを参考にした、ばく露防止対策



リスクアセスメントの手順とマニュアルの活用



ラベル・SDS情報から
危険有害性を特定

取扱量、作業内容、設備の
状況などを踏まえたリスク見積もり

リスクの見積もり結果を
踏まえたばく露防止対策の決定

これらを踏まえたばく露防止対策が既にマニュアル化されている場合は、当該マニュアルを参考にばく露防止対策を講ずることができます。

▶▶▶ ばく露防止対策を取りまとめた「マニュアル」などを参考にして、ばく露防止対策を講ずることも有効です。

▶▶▶ 作業にあったマニュアルなどがない場合は、リスクアセスメントを行ってばく露防止対策を決めましょう。

保護具を使用するときの注意点



適切な保護具を選択し、保護具の使用状況の管理や保守管理を行うため、
▶▶▶ 保護具着用管理責任者を選任しましょう。

皮膚や眼に損傷を与える物質は、身体に触れないよう取り扱います。
▶▶▶ 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用しましょう。

防じんマスク、防毒マスク、化学防護手袋などの保護具を使う場合は、
▶▶▶ 十分な効果を得るために以下の注意が必要です。

- ☑ 化学物質の性質やばく露の程度に見合った製品を選ぶ
- ☑ 保護具を支給するだけでなく、保護具を着用する理由、正しい使い方を繰り返し教育する
- ☑ もれのないように正しく装着する
- ☑ きちんと手入れや内側のふき取りを行い、使用限度を超えた物は交換する



「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

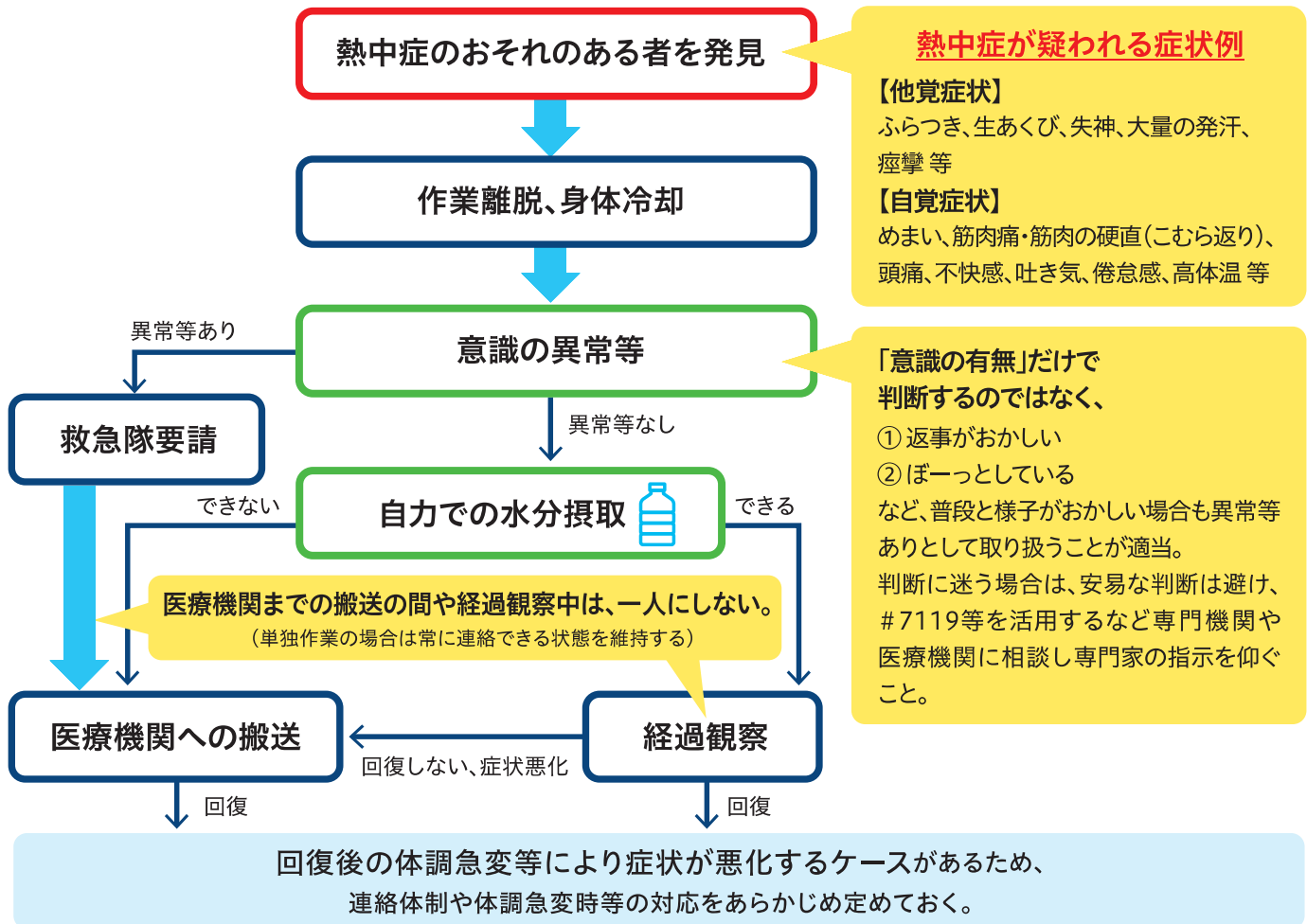
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

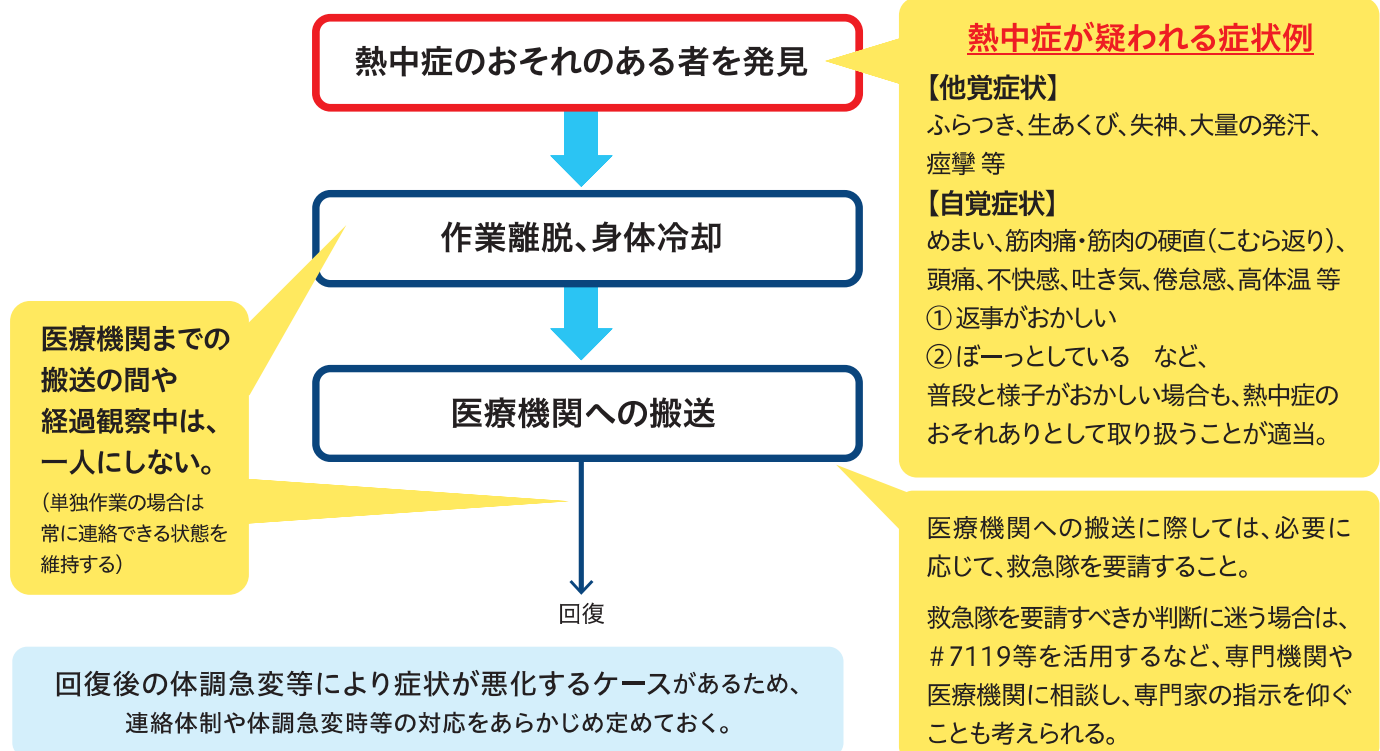
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





佐賀産業保健総合支援センター

(略称：産保センター)のご案内

さんぽ

ご利用・ご相談は
すべて無料!



〔さんぽセンター 公式キャラクター(やるゾウ)〕

当センターでは**産業保健スタッフ**（産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等）の皆様、メンタルヘルス対策をはじめとする産業保健に関する相談、研修、情報提供等の支援を**無料**で行っています。

☆ 産保センターが提供しているサービス内容

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 産業保健研修会 | 4 メンタルヘルス対策 |
| 2 産業医研修会 | 5 治療と仕事の両立支援 |
| 3 共催研修など | 6 産業保健関係の相談 |

☆ 地域窓口のサービス内容

佐賀

唐津東松浦

杵藤

伊万里・有田

- ・ **健康診断の有所見者の医師面接指導**
- ・ 長時間労働者の面接指導
- ・ 高ストレス者の面接指導
- ・ 産業保健指導など



地域窓口のご利用は**労働者50人未満**の事業場が対象です。

※ さが産保（さんぽ）センターのHPはQRコードまたはPC検索からご覧ください!!

さんぽセンターHP



さがさんぽセンター



相談聞く
ゾウ〜!

1 産業保健研修会



- ✓ 産業保健スタッフ等向けの無料の研修会
- ✓ 年間60回前後開催
- ✓ WEB、ハイブリット方式による開催もあり
- ✓ 様々な分野の講師陣と多彩なテーマ

近年実施したテーマ（例）

- ・ 職場のメンタルヘルス～自殺念慮を持つ労働者への対応～
- ・ 職場の熱中症対策！職場における暑熱対策
- ・ 健康経営をはじめよう
- ・ 健康診断結果票の読み方と実務への活かし方
- ・ 化学物質の管理に役立つ保護具の選び方
- ・ 社員の心と身体を守るカスハラ対策
- ・ 見て終わりはもったいない！ストレスチェック活用講座
- ・ メンタル不調者の“戻れる職場”とは？
- ・ 成人の発達障害の理解と対応

2 産業医研修会

- ✓ 認定産業医の単位取得対象の研修となります。
- ✓ 上記「産業保健研修会」が産業医研修会を兼ねての開催もございます。

3 共催研修など

- ✓ 団体様（2事業場以上）が希望するテーマ（産業保健関係）に沿って、講演、ワークショップ形式等で開催します。
- ✓ 講師を無料で派遣します。

4 メンタルヘルス対策

（電話相談や個別訪問による支援を行っています！）

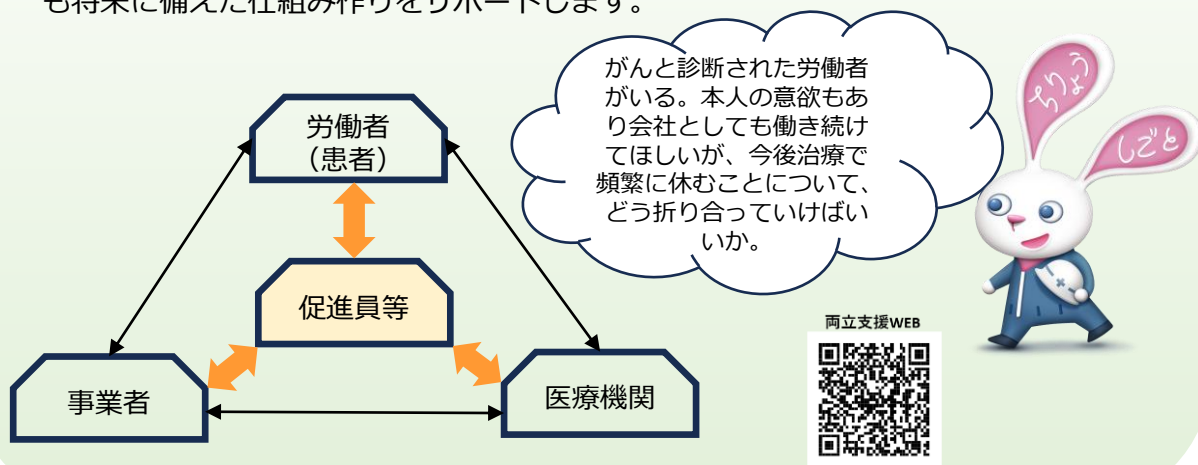
- ✓ ストレスチェックの導入支援
- ✓ メンタルヘルスケアの教育研修・情報提供
- ✓ 職場復帰プログラムの作成支援
- ✓ 事業場の勤務、休暇制度の整備
- ✓ 事業場内規程等の整備

メンタル対策WEB



5 治療と仕事の両立支援

がん等（ほか脳卒中や心疾患等）の治療をしながら仕事を続ける労働者を雇用する事業所を当センターの促進員等が支援します。現在そのような労働者がいない場合でも将来に備えた仕組み作りをサポートします。



6 産業保健関係の相談

様々な分野の専門家と連携し回答致します。ご希望や事案により、相談員が現地にお邪魔して状況を確認し回答することもできます。

（ご相談例）

- ・ 化学物質の管理について具体的な対策を教えてほしい
- ・ メンタル不調者の復職に向けた対応について聞きたい

化学物質の管理方法について、法令改正もされたが、一度当工場を見てもらって問題ないかアドバイスしてほしい。



お問合せ先

佐賀産業保健
総合支援センター

☎ 0952-41-1888
FAX 0952-41-1887
✉ sanpo41-8@sagas.johas.go.jp
住所 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F

地域窓口4か所（地域産業保健センター） ※略称：地産保（地さんぽ）

佐賀
(佐賀市医師会内)

☎ 080-5952-8508 住所 〒840-0054 佐賀市水ヶ江1-12-11
080-5952-8509
FAX 0952-37-0785
✉ sanpo41-1@sagas.johas.go.jp

唐津東松浦
(唐津東松浦医師会内)

☎ 080-5952-8510 住所 〒847-0041 唐津市千代田町2566-11
FAX 0955-75-5189
✉ sanpo41-4@sagas.johas.go.jp

杵藤
(武雄杵藤地区医師会内)

☎ 080-5952-8511 住所 〒843-0023 武雄市武雄町昭和300
FAX 0954-23-2216
✉ sanpo41-3@sagas.johas.go.jp

伊万里・有田
(伊万里有田地区医師会内)

☎ 080-5952-8512 住所 〒848-0027伊万里市立花町1542-15
FAX 0955-23-4002
✉ sanpo41-5@sagas.johas.go.jp

※ 各地域窓口のコーディネーターがご用件を承ります（平日日中）。
時間外は留守番電話への伝言やメールでのご連絡をお願いします。

地域窓口(地域産業保健センター)の担当地域



佐賀地域

佐賀市
神埼市
鳥栖市
小城市
多久市
基山町
みやき町
吉野ヶ里町
上峰町

杵藤地域

嬉野市
武雄市
鹿島市
白石町
太良町
江北町
大町町

唐津東松浦地域

唐津市
玄海町

伊万里・有田地域

伊万里市
有田町

地域産業保健センターのご案内WEBページ

ちさんぽWEB



(2025.8)

小規模事業場の事業主のみなさまへ (労働者50人未満)

健康診断の結果について医師等から意見聴取 (就業判定)されていますか？(有所見者対象※1)

労働安全衛生法 法定義務(1回/年度) 第66条の4関係(抜粋)

・事業者は健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師または歯科医師の意見を聴かなければならない。

義務だけど
どこに相談すれば良いの???

佐賀地域産業保健センターの**無料事業**で
医師の意見聴取(就業判定)を行っています。
50人未満の事業場限定のサービスです。

まずは
裏面の利用申込書をFAX
してください 

確認後、詳細をこちらから順番にお電話させていただきます。

手続きの流れ

①利用申込書FAX⇒②必要書類郵送⇒③医師にて就業判定(書面)⇒④就業判定結果着

※1 有所見者・・・健康診断の総合判定 異常なし以外の方

お申込は

独立行政法人労働者健康安全機構

HP

佐賀地域産業保健センター



佐賀地域産業保健センター FAX 0952-37-0785

TEL 0952-37-0784 不在時は、留守電に事業所名・担当者名を入れてください。順番にお電話させていただきます。

(対象地域：佐賀市・鳥栖市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町)

F A X 送信票

佐賀地域産業保健センター行
様式地 1-1

FAX 0952-37-0785

(R6. 5. 28改正)

健康相談・面接指導 利用申込書

[illegible]

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2（例）を使用すること。

＊下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

チェック欄
はい いいえ

- | | | | |
|---|---|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 全項目に漏れなく記入しています。 | ☐ | ☐ |
| 2 | 事業場は50人未満です。 | ☐ | ☐ |
| 3 | 当社に総括産業医は居ません。 | ☐ | ☐ |
| 4 | 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 | ☐ | ☐ |
| 5 | 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 | ☐ | ☐ |
| 6 | 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」 | ☐ | ☐ |
| 7 | （個人事業者、注文者等のみ確認）労災保険に加入している又は特別加入をしている。 | ☐ | ☐ |
| 8 | 上記に相違ありません。 | ☐ | ☐ |

2026年度

産業保健研修会

前期



受講するぞー

研修会場

- ・ アバンセ（佐賀市天神3丁目2-11）
- ・ メートプラザ（佐賀市兵庫北3丁目8-40）

WEB

- ・ WEB会議システム「Zoom」を使用

ハイブリッド研修

- ・ ハイブリット研修(研修会場とWEBとどちらでも参加できます)

受講無料

産業保健研修会のお申込は、ホームページ(産業保健研修会)から行えます。

PC

佐賀さんぽセンター 研修



スマホ



研修会申込ページ

健康管理

実施日 2026年 6月 5日(金) 研修番号6

WEB

14:00~15:30

職場での熱中症予防と対策

高温作業時の熱中症リスク、症状の見極め方と予防・応急対応の具体策を解説します。

原めぐみ

実施日 2026年 6月12日(金) 研修番号7

WEB

14:00~16:00

人が辞めない会社は、なぜ元気なのか？

— 健康経営に取り組む企業に共通する職場づくりの第一歩 — 健康経営PART.1

人手不足や定着に悩む中小企業こそ、健康経営が強みになります。地方企業が評価につながる理由と全体像を、わかりやすく解説します。

彌富美奈子

実施日 2026年 6月23日(火) 研修番号10

ハイブリッド研修

アバンセ 第4研修室

14:00~15:30

職場でできる働く人の生活習慣病対策

生活習慣病とは何かを知り、産業保健スタッフとしての支援方法と実践策について総合内科専門医が解説します。

岡田倫明

実施日 2026年 7月 2日(木) 研修番号11

WEB

14:00~15:30

デンタル・ヘルスケア・マネジメント

口腔内のヘルスケアから全身のヘルスケアへとマネジメントしていく中で、全身の健康維持に影響を与える歯と歯周組織の健康維持について、いかに効率よく行っていくかを解説します。

北島正弘

実施日 2026年 7月31日(金) 研修番号16

WEB

14:00~16:00

「地方から目指そう、小さな会社の、大きな強み」

— 健康経営でブライト500・ネクストブライトへ —

PART1で学んだ全体像をもとに、すぐ始められる実践例とまとめ方を紹介します。日々の取り組みを、評価につなげるポイントを解説します。

彌富美奈子

実施日	2026年 8月21日(金) 研修番号19	WEB	14:00～15:30	後藤 英之
職場の心理的安全性を上げるには				
安心して働ける職場（心理的安全性）はどのように実現できるのか、課題を含めお話しします。				
実施日	2026年 8月26日(水) 研修番号20	参集	メートプラザ 2F大会議室 14:00～16:00	家永佐智子
事業主が知っておきたい小規模事業場のストレスチェック実施について				
改正労働安全衛生法の交付日(令和7年5月14日)から3年以内に政令で定める日から施工、50人未満の事業場もストレスチェックが実施義務となります。実施に向けて、厚労省で作成された実施マニュアルを用いて研修を行います。				
実施日	2026年 9月 2日(水) 研修番号21	WEB	14:00～15:00	古野 貴臣
安心して働ける職場づくり ～精神障害者対応の基本と実践～				
職場での精神障害者対応の基礎知識と具体的支援方法、ケーススタディを通じて理解を深めましょう。				

労働衛生管理

実施日	2026年 6月19日(金) 研修番号9	WEB	14:00～15:30	高倉 敏行
化学物質は“自分たちで守る”時代へ！ ～自律的管理と実践～				
「化学物質の自律的管理」が令和6年4月から施行されました。企業にとって非常に重要かつ実務負担の大きい課題になっており、制度変更と実務対応をわかりやすく解説します。				
実施日	2026年 7月17日(金) 研修番号13	WEB	14:00～15:30	高倉 敏行
職場の空気を制する者が化学物質のリスクを制す ～局所排気活用術～				
化学物質曝露を最小化する局所排気装置の効果と管理方法を解説します。				
実施日	2026年 7月30日(木) 研修番号15	WEB	14:00～15:30	西村 富夫
吸わない、触れない、保護具で守る！化学物質・粉じん対策 ～災害事例に学ぶ～				
作業現場での化学物質・粉じんリスクを理解し、適切な保護具の選び方、使い方、管理の方法について災害事例とともに学びましょう。				
実施日	2026年 9月30日(水) 研修番号24	ハイブリッド研修	アバンセ 第4研修室 14:00～16:00	市場 正良
化学物質の健康影響				
職場で使う化学物質、有機溶剤や特化物の吸収や代謝、排泄から健康影響の仕組みを考えます。特殊健診の理解につながることを期待します。				

両立支援

実施日	2026年 5月15日(金) 研修番号3	WEB	14:00～15:30	横田 直行
両立支援と健康管理				
疾病を持ちながら就業している労働者の健康管理や人事労務管理、産業医と主治医との連携のあり方や課題について、事例を挙げながら考えます。*対象は産業看護職、労働衛生担当者など				

実施日	2026年 8月 4日(火) 研修番号17	WEB	14:00～15:30	横田 直行
職場における高齢労働者の健康管理				
転倒から肥満、生活習慣病、がんなど幅広く実際の事例を基に対策を考えていきます。				
実施日	2026年 8月 6日(木) 研修番号18	WEB	14:00～15:30	原 めぐみ
命を守る熱中症対策 ～医学的視点で学ぶ職場安全～				
発症メカニズム、リスク因子、症状の早期発見と医学的応急処置・予防策を解説します。				
実施日	2026年 9月15日(火) 研修番号22	WEB	14:00～15:30	横田 直行
THP（心とからだの健康づくり）について				
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP 指針）のこれまでとこれからを振り返りながら、令和2年の改正により、事業場で求められる取り組みを具体的に説明します。				

関係法令

実施日	2026年 5月27日(水) 研修番号5	参集	アバンセ 第5研修室	14:00～15:30	河野 智章
採用難を招く「過重労働」と「懲戒トラブル」の負の連鎖 ～選ばれる企業か、去られる企業か 採用と定着に直結する労働法～					
過重労働・懲戒・採用の相関を事例とワークで検証。現場に潜む労務と安全衛生の盲点を洗い出し、管理実務の即戦力を養います。					

コミュニケーション

実施日	2026年 5月20日(水) 研修番号4	参集(実習)	アバンセ 第4研修室	14:00～16:00	藤本 りか
初めてのアンガーマネジメント					
アンガーマネジメントとは何か？怒りの仕組みを学び、6秒ルールの意味や価値観の相違を許容する考え方など、周囲との円滑な関係を築くための基礎を学びます。					
実施日	2026年 6月18日(木) 研修番号8	参集(実習)	アバンセ 第4研修室	14:00～16:00	藤本 りか
アンガーマネジメントから考える適切な叱り方・伝え方					
感情に任せず、適切に叱るとは？伝えるとは？モチベーションを下げない適切な指導法と自分自身の怒りの感情のコントロール方法を学びます。					

メンタルヘルス

実施日	2026年 4月23日(木) 研修番号1	WEB	14:00～15:00	新地 浩一
職場のメンタルヘルス ～自殺念慮を持つ労働者への対応を含めて～				
職場のメンタルヘルスの重要課題として自殺予防があります。自殺念慮を口にする労働者の心理的傾向などから、職場でのより良い対応を考えます。				
実施日	2026年 7月 8日(水) 研修番号12	WEB	14:00～15:30	古野 貴臣
メンタルヘルスを含めた健康管理の基本的な考え方				
産業保健に関する健康管理の基本的な考え方を、メンタルヘルスを含めて説明します。				

運動指導

実施日 2026年 5月12日(火) 研修番号2 **参集** メートプラザ 1F教養文化室 14:00～15:30
安全に働く！高齢労働者のための転倒予防セミナー

高齢労働者の安全な職場生活を支える転倒予防の基本と実践法を解説。日常業務で役立つ具体的な対策を学びます。

秋永 尚宏

実施日 2026年 7月24日(金) 研修番号14 **ハイブリッド研修** アバンセ 第2研修室 14:00～15:30
働く人の腰を守る！職場でできる腰痛予防術

長時間のデスクワークや立ち仕事による腰への負担を軽減。正しい姿勢やストレッチ、簡単な筋力トレーニングで腰痛リスクを防ぐ方法を学びます。

空閑 雄治

実施日 2026年 9月17日(木) 研修番号23 **参集** メートプラザ 1F教養文化室 14:00～15:30
職場で守る腰の健康 ～医療福祉従事者のための腰痛予防術～

医療・福祉現場で働く方必見。腰痛の原因と予防法を実践的に学び、日常業務で活かせるセルフケアと職場対策を紹介します。

秋永 尚宏

※お申込後に欠席される場合は必ず、メール等によりご連絡ください。

※皆様に役立つ研修会を行うため、研修会終了後アンケートのご協力をお願いしています。

講師紹介（順不同）

市場 正良	佐賀大学医学部 教授 (社会医学講座環境医学分野)	河野 智章	河野労務・安全衛生総合 コンサルタント事務所 代表
新地 浩一	佐賀大学 名誉教授	高倉 敏行	高倉労働衛生コンサルタント事務所 代表
後藤 英之	(一財) 佐賀県産業医学協会 理事長	西村 富夫	西村労働安全衛生コンサルタント事務所 所長
彌富美奈子	(株) SUMCO 全社産業医	家永佐智子	NPO法人 ワーク&ライフサポート前理事長
原 めぐみ	佐賀大学医学部 教授 (社会医学講座)	古野 貴臣	佐賀大学医学部 看護学科 准教授 (統合基礎看護学講座)
横田 直行	三井化学(株) 大牟田工場 専属産業医	秋永 尚宏	Studio Life 代表 健康運動指導士
北島 正弘	北島歯科医院 院長	空閑 雄治	医療法人 信愛整形外科医院 理学療法士
岡田 倫明	医療法人博友会 堀田病院 内科医	【招聘】 藤本 りか	LIR office 代表 (一社 日本アンガーマネジメント 協会公認講師)



独立行政法人労働者健康安全機構

佐賀産業保健総合支援センター

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F

TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887

<https://www.sagas.johas.go.jp/>

※ メールマガジンの登録は右記ホームページから

佐賀さんぽセンター



ホームページ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるものの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひと、くらし、あらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署